

幼稚園教育要領(案)とその問題



孝 内 宮

三、その問題点

幼稚園教育要領は、その背後に現在の日本の幼児教育をもちぞれを基盤として、その上にたつてつくられたものである。従つて、現在の日本の幼児教育がすつきりした体系をもつており、そのもつ問題がすくなければすくないほど、幼稚園教育要領もそのもつ問題がすくないといえよう。けれども、現在のわが国の幼児教育はあまりにも多くの問題をもちすぎておる。例えば、幼稚園と保育所との明確な分離の問題、(註1) 幼稚園の大半は私立幼稚園であり、しかもその大多数は学校法人でない幼稚園であること、(註2) 教員養成制度が確立していないこと、幼稚園を近代学校化(小・中学校の如く)することの可否の問題等々、枚挙にいとまのないほど問題だらけであり、問題で身動きができなくなつておるというのが現状である。故に、その上に立つ幼稚園教育要領が、たゞそれが誰の手によつて作られようと問題を持たないということがあり得るはずがないのである。

しかし、それだからといって幼稚園教育要領が必要でないという理由にはならないし、また、幼稚園教育要領を作つて、幼稚園に学校としての性格(それがどのような性格の学校であるかは別として)を明確に与えることに反対する者もないであろう。

文部省ではおそまきながら、このたびその原案の一部を発表し、「法」に規定されておる義務を果そと努力しておるのである。

(註3) このたびの中間発表の原案が多くの問題をもつことは前述のことから当然である。従つて、これから、その問題点について述べることにするが、ここで問題を指摘し批判することは決して非難のために行うのではない。問題のありかを示し、そのよつて起つた原因や理由をただし、この原案を正しく見、正しく解釈し、不備な点を補い、積極的・建設的意見を文部省当局に具申し、よりよいものにするための一助としている意途からである。

幼稚園教育要領は幾多の全般的根本的な問題をもつておる。例えば、幼稚園の学習指導要領（名称は幼稚園教育要領であるが、それは明らかに学習指導要領である）として、他の学校と形式その他において歩調を合せることがよいであろうか。小・中学校のように各科編がつくられていない（従つて、その教育内容や指導法が雑然としておる）のにこのようなものでよいかどうか、などいろいろあるけれども、ここでは一応それらをしばらくおき、直ちにその内容にたち入ることにしよう。

(1) 幼稚園の教育目標

これは、その前の教育の一般目標が未発表であるので正確なことはいえないが、ここに示されたものだけについて述べよう。まず学

校教育法第七十八条を基にしてそれから具体的な目標を引き出しておる。ここに問題があると考えられる。なぜならば、この七十八条の目標が完全なものであるかどうかということである。私は、この目標は改正されなければならないと考えておる。例えば、第五項の

「音楽、遊戯、絵画その他の方により、創作的表現に対する興味を養うこと」とあるが、幼稚園では創作的表現そのものよりも、その基礎としての生活経験の方がより大切である。創作的表現活動とそれを生み出す生活経験とは表裏をなすものであり、幼稚園においては後者がより重要であると考えられる。また、第四項の「言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと」は他の「一」「二」「三」「五」項ととり合いがとれない。なぜならばここで「言語を独立して取り挙げるならば、前項「三」の社会科学と自然科学とを一処にして科学的理解と態度の養成として挙げておること、及び次項「五」の創作的表現として一括しておることが問題になる。もし、言語の項を生かすならば、第三項及び第五項は細分さるべきが妥当であろう。なお、ここで「言語のこと」を出すならば数も出す必要がある。

数を出さないならば言語も教観念と同様に取扱つてもさしつかえないと考えられる。特に、この表現が問題がある。即ち、これは、「童話、絵本（童話、絵本と具体的な教材を出すことがそもそも問題であるが）等に對する興味を養い、言語の使い方を正しく導くこと」の方がより幼稚園に適しておる。（註4）

このように多くの問題をもつ目標を忠実に分析して具体的目標を導き出し、それにもとづいて教育内容を配列していくところに大きな問題点が存する。従つて、非常に苦心し、努力しておりながらも統一性を欠く結果になつた。例えば、具体的目標の「四」項までは

それぞれ教育内容の健康、社会、自然、言語の「望ましい経験や活動」にそのまま出て來ておるが、五項は別な形で音楽リズム、絵画製作の二つに分割され、それより具体化されている。また、内容の面では、数がまま字扱いにされ、従兄以上に縁のうすいことばや絵本と同列にならべさせられたり、楽しい美しい表現活動から言語表現（詩）がしめだされたり、健康から精神的面や公衆衛生がかけをひそめたりする結果になった。

なお、根本的な問題としては、人間關係を律する根底としての愛情、尊敬、感謝等や、人間と自然（動物を含めての）との關係における愛情、絶対なるものと有限な人間を關係する敬けんなる情などが理性的なもの影にかくれてしまった。

その他、細部に渡っては幾多の問題があるが——例えば、「二」の6「友だちと協力できるようにする」は子どもの成長発達から考へて難点があるので5と合同して、「友だちと仲よくでき、協力できるようにする」と訂正するなど——ここでは省略することにする。

では、なぜこのよう多くの問題がでたであろうか。これは、現行法を尊重しなければならないという文部省の立場にその根本的な原因がある。「自衛隊は軍隊ではない、従つて憲法第九条に違反しない」というような態度を文部省ではとらない、というよりはむしろとり得ないのである。ここに文部省の権威があり、また弱点と苦惱とが存すると考えられる。

(2) 教育内容

(+) 経験内容を健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の六つに分けたことであるが、これは本文中に「なお論議の余地もあるし」「便宜的なものである」といつておるので是認すべきである。特にこれは、小学校との連けいや教員養成の立場を考えるときに、現状では妥当であるといわざるを得ないであろう。前にも指摘した通り、学校教育法第七十八条の目標の分析からこれらを導きだすことは無理がある。その場合は、むしろ保育要領の十二の別け方の方がより自然であり、適切であると考えられる。けれども、幼稚園の教育のみ単独に切りはなして考えられない現状では、保育要領の十二の別け方では甚しい支障をきたす。なぜならば、小学校の教科との結びつきもむづかしいし、教員養成の立場からは一層問題である。見学や休息やごっこ遊び、劇遊び、人形芝居などという単位を大学で与えなければならないからである。（註5）

ただ、健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の六つにわけた場合、一番問題となるのは「数」の問題である。数量の観念は幼児の時代にしつかりした直観的基礎的な觀念を身につけておく必要がある。このように分けると、指導の場合とかく忘れられ勝ちになりなおざりにされる傾向があるうれいがある。といって、小学校の如く算数として大きく取り擧げるとなお一層誤解をまねき危険性をはらむ。この要領案では、数量は言語の中に主として入れられておるが、これは間違いではないけれども問題である。なぜなら

ば、これでは軽視されがちであり、実際指導の場合誤解され、誤った数教育が行われる危険性が多分にある。従つて、これは大小、多少、軽重、高低、遠近、遅速等具体的に書きあらわし、教育内容の各項全般にわたって分散して入れ、数量の教育に対して重い比重を与える必要があると考えられる。

(2) 「発達上の特性」 「発達上の特性に対する必要」 「望ましい経験や活動」の順に述べておるが、これは理論的には筋の通ったものである。即ち子どもはこのような発達をするものであるから、この

ような必要が存する。その必要を満たすためにこのような経験が要求されるというのである。けれども、これは筋を通すぎてかえつて複雑にし、わかりにくくしておる感がある。私は「発達上の特性に対する必要」の項は削除した方がより適切であると考える。理由はいろいろあるが、要するにこのような発達の特性をもつものであるから、このような経験を主としてすることが望ましいで結構話はわかるし危険性がすくない。Needs の訳語としての「必要」の意味をほんとうに知るものなかなか骨がおれる。

次に発達上の特性をこののような形式でここにあげることは危険であるという論もあるが、それほど神経質になる必要はない。どのよくな特性があり、どのようにとりあげるかは多くの議論もあるが、幼児の発達についてじゅうぶんな実証的研究の行われていない現状ではまあまあというところであろう。といつても、このままでよいというのではなく、もうすこし吟味し、加除訂正すべき所は多々ある。

る。例を健康の項にとるならば、一六、「五〇%六〇%の幼児は害虫卵を持っておる」という表現はおかしいし、身体の平衡のことには加える必要がある。

(3) 望ましい経験や活動の表をみる場合は、前文の「この表を読む場合の注意」特に(1)、(2)をはつきりと念頭におく必要がある。

2、望ましい経験や活動は、
再録すれば、

2、望ましい経験や活動は、

(1) 幼稚園で経験させることが必要であろうと思われるいくつかの例を示したものである。

(2) 幼稚園という環境のなかで、幼児たちが直接に経験する主なるものをあげたのである。
即ち、幼稚園で直接に経験する必要のある主なるものの例であるといふことである。従つて、この中には家庭や地域社会での必要な経験は含まれていない。これは、学習指導要領であるから当然こうなつたので、家庭や地域社会のこととは考えなくともよい、重要なないという意味では決してない。この点をはつきり念頭におかないと誤解を生ずる。また、北は北海道から南は九州のはてまで、全国的に一率に適用する最低の例を示してあるので、それぞれの地域になくてはならぬ重要なものであつても、それがそれらの地域にのみ限る特殊的なものである限り、意識的に除いてある」とも忘れてはならない。

さて、「望ましい経験や活動」についてであるが、健康、社会、自然……と具体的に細部にわたっての検討は後日にゆずり、全体を通覽して気のついた問題をひろいあげることにする。

(1)、知的な経験が多くあげられている。いいかえれば、従来の学校における知的学習的な面に比重がおかれていたような表現形式である。特に、自然、言語、音楽リズム、絵画製作において甚しい。そのため、小学校的な感を与える、子どもの楽しいのびのびとした。自由な遊びというよりは、或経験を与える、というような誤解を生じやすい。これは、学校教育法第七十八条の目標から必然的にこのようにならざるを得ないことと、学習指導要領としての性格からやむを得ないことと考えられる。

即ち、学校教育法の目標の不備と、この種のものの性格から当然に認められなければならないものであるという点をじゅうぶん考慮して実際に適用する場合は、これらの諸経験の系列の底にある幼稚園教育の特色を生かすよう、細心の注意が必要であるとともに誤解を最少限にくいとめるために、その表現形式に対するなお一層の研究が要求されよう。

(2)、事実と規範、学習指導とガイダンス（生活指導）の面が混在しておる。例えば、音楽リズム(3)「楽器をひく」の中で、「歌や行進にあわせて創作的にリズム楽器をひく」ということと「楽器を大切に使う」ということが同列にならんでおる。そのためにつきりしたものになつていない。従つて、生活指導の面は各項に分

散せずに別に一項をもうけて一括してあげるという論者もあるがそれは筋を通しすぎて、かえって幼稚園教育を破壊する危険をはらんでおると考えられる。なぜならば、事実と規範とを分離せず、学習指導とガイダンスを総合的に行うのが幼稚園教育の特色である。子どもの生活全体を一つのまとまりとしてとらえ生活経験全体を通して指導する生活教育が真に可能なのは幼児教育のみである。そして、現に、幼稚園のみが実施しておるのである。ここにわれわれの誇りがあり、あらゆる悪条件にもかかわらず、幼稚園教育に一身を捧げる価値を見出してくれるのではないであろうか。もし、健康、社会、自然……というものと併列して生活指導という項目を設けるならば、学習指導とガイダンスを区別しておる小・中学校の行き方と軌を一にするものであり、小中学校の行き方に追随するものであるといわざるを得ないであろう。また、それは、なるほど筋は通るが、そのために教科別指導の方向へと走る傾向を多分に藏しており、花咲き鳥歌う緑の花園を、木枯吹きすさび冰雪に覆われた原野と化してしまう危険がある。

従つて、この点に関する限り要領の行き方は当を得ておる。けれども、内容は再検討を要する。なぜならば各箇所によって学習的ものとガイダンス的なものとの比重に甚しい差異がある。もつとも健康と自然とでは、この両者の比重に差異のあることは当然であるし、また同じ健康の項の中でも、「よい健康の習慣をつける」という項と「いろいろな運動や遊びをする」という項では

差異のあることはあたりまえであり、理論的にいつて差異がなければならない。しかし、健康及び社会と自然以降とはあまりにも差異があり過ぎる。

また、同じような傾向である自然以降でも取り挙げ方に差異がある。例えば、自然では(5)「材料や道具を大切にする」と大きな項目で一括してガイダンス的なものがでておるのに、言語、音楽リズム、絵画製作では小さな項目に分散してでておること。言語では、「いたずらしたり姿勢をくずしたりしないで聞く」「必要な程度の声で話す」などいくつかでておるのに、音楽リズムでは「楽器を大切に使う」一つしかでておらないこと。また、絵画製作で「物を作る」の項には「材料をむだに使わない」「道具を使つたあときれいにしてもとの場所にかえす」(註6)とでておるのに、その前の(1)、「絵をかく」の中には「これに類したことが一つもあげられていない」。

(4)、具体的なものと抽象的なもの(目標的なもの)とが混在しておる。健康は一番具体的であり、言語はその反対といえよう。

「例を挙げれば、健康では『手拭やハンカチはきれいなものを使う』『三輪車、箱車などの乗物にのつて遊ぶ』(『乗物にのつて遊ぶ』は『乗物で遊ぶ』に訂正した方がよい)『低鉄棒やボールなどの使い方を守つて使う』など具体的にかいてあるが、言語では「かんたんな間に答えられる」とか、「かんたんなあいさつをする」「必要な程度の声で話す」など抽象的である。また例え

ば音楽リズムの中でも両者が混合しておる。(4)、「動きのリズムをする」「ポートこぎをする」(この項は除く方が適當だが)、「楽器の音に反応してリズム的な動きをする」「曲や歌にあわせてリズム的な動きをする」とある如くである。

これは、何れか一方に統一すればすつきりしたものになるが、強いて統一する必要もないであろう。すべてを抽象的なものにするならば、作成するには楽であり、すっきりして見た目には立派であり、逃げ道もあるが、それだけに焦点がぼやける。具体的なものに統一することは非常に困難であり、範囲が限定されがちであり、誤解をまねき易いが、一方現場の教師には非常に便利である。もし、一方に統一するとすれば、何れにした方がよいか、各幼稚園でじゅうぶん研究する必要がある。音楽リズムを除いては指導書が出されていない現状では、なるべく具体的に表現し、具体的に表現し難いもの、或は具体的に表現したら誤解をまねきやすいものについては抽象的に表わす方が妥当であると私は考える。

(5)、各項を並べるのに或統一した規準によつていい。そのため思いつきを羅列したというような感じを与える。これは、一定の規準に従つて行なうことが望ましい。例えば、子どもの発達段階とか、経験の種類又は性格とか或はその重要性とか、によつて配列するのである。しかし、これは理くつであつて、実際にこれを一

つ或はいくつかの規準により、一貫して全体を配列することは至難であり、要求することそれ自体無理な注文であり、将来の課題とすべきであろう。ただ、できる限り可能な範囲において、部分的でもよいからそのような努力をなすべきである。例えば、健康の(2)、「いろいろな運動や遊びをする」では、遊びの種類とか、社会の(3)、「きまりや時刻を守る」では子どもの発達を基準として易より難に及ぼすというようにする。

(4)、「経験領域ごとに重複するものもあるが、実際指導上の便宜を考えて、あえて重複させている」とことわりながら、実際は各経験領域間の重複をできる限りさけている。これは、誤解をまねきやすいので、必要な重複はさせてはならない。同じことがあちらにもこちらにもてきて煩雑になってしまふ、誤解をまねくよりはましであるからである。もともと、幼稚園教育は、たびたびくりかえし述べたように、具体的な生活経験を通して総合的な指導をするのが最も望ましいのであるから、各経験領域をできる限り多くかみ合せる必要がある。そうでないと、小学校の教科別の指導に似たものになりやすい危険をもつ。例えば、簡易楽器の合奏は音楽リズム、ブランコの遊びは健康、絵本は言語の経験領域だけに属するといった、はつきりと区別をした固定した取扱いをしがちになる。幼稚園においては、合奏は音楽リズムの経験は勿論であるが協同するという社会の経験も得る。ブランコは、平衡感覚

を訓練し、身体機能を発達させるので健康に属するものではあるけれども、順番をまつといふ社会の経験も得れば、リズムの感覚も体得するし、「こうげよ、こげよ……」の歌を歌いながら遊べば、音楽の経験も、数の経験をも同時に得るのである。このように、幼稚園においては、一つの教材はその目標のたて方によって、いろいろの経験領域にわたって広い範囲の経験を得ることができるので、煩雑になりすぎない範囲において、むしろ積極的に重複させることが望ましい。

それにもかかわらず、前述のように重複をできる限りさけておるような感じがする。例えば、道具や機械のことが社会の中に入つておるけれども、自然の中に入つておらない。「園庭にある花や木や草を見る」「雲、虹、雪などの美しさや変化に気づく」などは、自然に属する経験であるが、これらは自然美に関する経験として絵画製作にも重複してのせる必要がある。また、交通のきまりをまもることは安全教育として健康に、きまりを守るという点で社会に出す必要がある。

以上、望ましい経験や活動の表を通してその主なる問題点をひろつて見たのであるが、これを健康、社会、自然……各項目それぞれについて、細部にたち入つて具体的に検討するならば、なお多くの問題を見出す。つけ加える必要のあるもの、はぶいてもよいもの、いくつかをまとめて一つにするもの、いくつかに分割するもの、いい表し方をかえるものなどいろいろある。例えば、つけ加える必要

があると考えられるものとしては、健康では、身長体重表などによる成長感に対する経験や、安全教育に欠くことのできない高低、遠近などの距離感や速度感の育成に役立つ経験。

自然における動物園・植物園や、小鳥屋・植木屋・花屋や、田畠・山林・原野などの園外教育。音楽リズムで「歌を聞く」ではなく、「歌や曲を聞く」、或は「音楽を聞く」と訂正して曲を加えること。社会で「魚屋、玩具屋、果物屋などをみにいく」は「お店や農場や工場などを見る」と拡大するなどいろいろある。また、字句を訂正するものの例としては「まりなげをして、だれが遠くまでなげられるかくらべる」(健康、②)は、「まりやボール遊びをする」に「はちや狂犬などの危険なものに近よらない」(健康、⑤)は狂犬をけがする、「いつも使っている金のなまえを知る」(社会、⑦)は「小額貨幣の使い方がわかる」に、「積木を大きい順に並べて大きい小さいを知る」(言語、⑤)は「積木などの大小を知る」にそれぞれ訂正することが妥当であろう。このようにいろいろあるが、細部にわたっては後日にゆずるとして、ここではこの二、三の例をあげるに止めておく。

以上、幼稚園教育要領(案)の発表になつた部分の問題点を拾いあげそれについて述べてきたが、ややもすれば、その弱点や欠点を指摘するに終始したような感がないでもない。すべてのことがらがそうであるように、短所は同時に長所である場合が多い。

或観点から見た場合短所であると思われるものも、別な観点から見た場合は、それがそのまま長所であることもある。故に、このように述べたからといって、この要領案が価値の薄いもの、あまり役に立たぬものとそく断してはならない。

また、このたびの幼稚園教育要領は、誰が何といおうと劃期的なものである。わが国の幼稚園教育開始以来八十年、未だかつてくだらなくなつた偉大なる仕事である。幼稚園教育の長い歴史の間に、これだけの組織づけが行われたことがあつたであろうか。

このような仕事が文部省においてなされようとしておるのであるから、われわれ幼稚園教育にたずさわるものは、よりよく役立つものすこしでもよいものにしたいと念願するのは当然である。従つてこの要領案は、すぐれた点を多くもつておるにもかかわらず、それにはふれないのである。けれども、長所に全々ふれないではエチケットを欠くと思われるので、この稿を終るにあたつて長所と思われるいくつかをあげることにする。

第一に、具体的な目標をはつきりと示したことである。目標のはつきりしない教育活動がどのようなものであるかは、ここにことさらいう必要はないであろう。具体的な目標をかかげ、その目標を達成するに必要と思われる「経験や活動」の例をあげて、教育課程作成の基本線を与えるとともに、指導目標設定に便ならしめたことである。この点、保育要領と比較してみれば、如何に進歩したか明瞭となるであろう。

第二に、小学校との連けいをよく考えたことである。幼稚園をおえた子どもは全部小学校へ入学し、より進んだより高い教育をうけるというあたりまえの事実を、今までの幼稚園教育はどうして意識的に考えなかつたか不思議でならない。また、小学校就学児のうち幼稚園修了者が二、三割にもみたない地方では、小学校の教育を考慮して幼稚園の教育が行わなければならないという、平凡な事実からなぜ目をそむけておつたのである。今度の要領は、常に小学校との関係を考慮して目標や教育内容が書かれておる。

第三に、教育内容の健康、社会、自然……等の指導書がつくられておらず、つくることにはなつておつても、いつつくられるかわからぬ状態なので、それらをつくる時の基本線を示すと同時にそれらができる上までの一應のつなぎができるよう考慮されている。従つて、「経験や活動」の例ができる限り具体的にわかりやすくあげられていることなどが、その主なるものとして数えられよう。

要するに、他の人の作ったものを批判するは易く、自から作ることは難しい。しかも、それをじゅうぶんに活用するのはなおさら至難である。この要領は、相当修正されはするが、その大筋は変ることなく近いうちに正式発表されると思われる。その際、この小文がその正しい解釈と活用とに少しでも役立つならば幸いである。

註1 幼稚園と保育所とはその末端の現場においてはそれほどはつきりと分離しておらず、むしろその区別をはつきりしない方が実

状にあつておるといえよう。けれども行政的にははつきりと分離しておるために、必要以上に意識的に区別しようという傾向が強い。例えば、施設の新設や指導者（教師、保母）の養成等の問題から、必然的に分離対立へとかりたてておるのがその現状である。

註2 幼稚園の大半が私立であるという事は望ましいことであり、それ 자체としては何等問題はない。けれどもその大部分が法人でない幼稚園であるという点に問題がある。なぜならば各幼稚園間の差が甚だしく、あまりにも多種多様でありすぎる。一方幼稚園がすぐないことや一般社会人の幼稚園教育に対する認識がひくい。

註3 学校教育法第七十九条幼稚園の保育内容に関する事項は、前二条の規定に従い、監督庁がこれを定める。

註4 この外、例えば學習指導的な色彩が強く、生活指導的面が薄いこと。これだけの目標を達成できれば理想的な人間（幼児）に到達できるなど根本的な問題をもつておるが、ここでは目的がちがうのでそのことはふれず、ただ指摘するだけにとどめておく。

註5 保育要領では、保育内容を見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び、人形芝居、健康保育、年中行事の十二項目にわけてある。

註6 「道具を使ったときはきれいにしてもとの場所にかえす」はあまり具体的な丁寧すぎて、他とのつり合いかとれない「使つた道具のあとしまつをする」と訂正した方が適切である。